

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 中国専利法改正草案

8月28日に全国人民代表大会から発表された専利法改正草案について、日本語訳を下記URLに掲載いたしました。また、当該草案に対する中国日本商会IPGの修正意見も合わせて掲示しています。

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_1_page_1.html

2. 代理組織情報の更新

「代理事務所」「法律事務所」「調査会社」の情報を更新いたしましたのでご活用ください。なお、代理組織から提出された情報をそのまま掲載しております。あくまでも参考情報としてご利用ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/dl_jg_27_page_1.html

http://www.jetro-pkip.org/html/dl_jg_28_page_1.html

http://www.jetro-pkip.org/html/dl_jg_29_page_1.html

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 広東省、著名商標の認定・管理規程を公布（国家知識産権網 2008年9月25日）
2. 「インターネット条約」香港で発効（新華網 2008年10月6日）
3. 通関手続きに関する保証金制度整備へ 条例草案を公開（中国法院網 2008年10月16日）
4. 工商行政総局：広告による不正競争、厳罰で対処へ（国家知識産権網 2008年10月16日）

○中央政府の動き

1. 中欧経貿混合委員会開催、知財分野での協力に合意（新華網 2008年9月26日）
2. 知財資産の評価状況 初の全国的調査を実施（国家知識産権網 2008年9月25日）
3. 工業情報化部：中小企業のイノベーション推進策を発表（人民日報 2008年9月23日）
4. 中国、政務・公益機関向け専用中国語ドメイン開設へ（新華網 2008年10月7日）
5. 報道・出版当局 科学デジタル出版の管轄部門を創設（新華網 2008年10月6日）
6. 商務部：中米知財紛争、WTOが3項目中2項目で中国を支持（京華時報 2008年10月14日）
7. オンライン商標登録に費用割引制度 紙出願の2割引（国家知識産権網 2008年10月14日）
8. 商標審査補助員 第一陣の300人が着任（国家工商総局ウェブサイト 2008年10月9日）
9. 品質監督当局 商品の地理的表示の保護強化へ（中国品質ニュースネット 2008年10月6日）

10. 中米、著作権戦略協力に関する覚書に調印（人民日報 2008年10月26日）
11. 農産品の登録商標、地理的表示の保護へ 三中全会（国家知識産権網 2008年10月20日）

○地方政府の動き

1. 上海、知的財産権仲裁院を設立へ（新華網 2008年9月25日）
2. 江蘇・浙江・上海、取り締まりや監督、ブランド保護で連携へ（国家知識産権網 2008年9月12日）
3. 深セン検察院、知財権保護のための研究機関を設立（法制日報 2008年10月14日）

○司法関連の動き

1. 広州、知的財産権に関する一審管轄権の一部を委譲へ（国家知識産権網 2008年10月8日）
2. 修士・博士482人の論文盗作訴訟、一審判決で原告勝訴（新華網 2008年10月16日）
3. 北京のカラオケ100店舗を提訴 著作権使用料の未納で（国家知識産権網 2008年10月20日）

○統計関連

1. 上海における外国商標の侵害摘発、5年で5000件突破（中国新聞網 2008年9月25日）
2. 浙江省：2008年上半期ソフトウェア輸出額、59%増加（新華網 2008年09月23日）
3. 2008年上半期 著作権侵害等の違法事件発生率減少（新華網 2008年10月4日）
4. 広東：知財案件の調停率、6割を超える（中国法院報 2008年10月14日）
5. ネット著作権めぐる訴訟 上半期に300%の急増（北京晩報 2008年10月23日）

○その他知財関連

1. 中国インターネット協会調停センター成立（上海証券報 2008年9月26日）
2. 中国特許検索システム完成間近、来年4月オープン（中国証券報 2008年9月23日）
3. 第10回ハイテクフェアが開幕 深セン市（新華網 2008年10月12日）
4. 北京市 カラオケの著作権侵害に訴訟で対抗（新華網 2008年10月9日）
5. 広州交易会、新会場へ移転（商務部ウェブサイト 2008年10月7日）
6. 第1回「中国国際著作権博覧会」、北京で10月27日開催（中国知的財産権保護ネット 2008年10月3日）
7. 中国－ASEAN知財シンポ 昆明で開催（国家知識産権網 2008年10月21日）
8. 輸出入商品交易会が開幕 知財保護対策で新措置続々（国家知識産権網 2008年10月21日）
9. マイクロソフト：中国海賊版問題の対策を明らかに（人民網 2008年10月20日）

【ニュース本文】

○法律・法規等

★★★1. 広東省、著名商標の認定・管理規程を公布★★★

広東省はこのほど、省レベルの有名ブランドに与えられる称号「著名商標」の認定・管理に関する初の地方規程となる「広東省著名商標認定・管理規定」を公布した。現行の暫

定規程に比べ、新規規程は総合性や規範性、透明性がさらに向上しており、来年1月1日から施行される。

現行の「暫定方法」との相違のうち、注目点として挙げられるのは、これまで工商部門を主体に行われていた認定作業について、新規定では経済貿易、労働保障、農業、税務、環境保護など各部門の責任が強調されている点だ。新規定では、各部門がそれぞれの責任を果たし、認定作業に協力するよう求めている。このことは、ブランドの確立が多様な分野に及ぶ全社会的、系統的なプロセスが求められることを意味している。

新規定は、申請者の条件も新たに設定。過去3年に商標管理、生産経営、労働保障、環境保護、安全生産などに関する法律・法規・規定への違反による処罰を受けた場合、「著名商標」の申請は禁じられる。認定企業には、経済的な利益だけではなく、ブランド企業としてあるべき社会的責任を持つことが求められる。

このほか、「著名商標」の審査認定に関する規定も修正され、行政主管部門、消費者委員会、関連業界の専門協会の専門家で構成される評価審査委員会が認定審査を担当することが明文化された。評価審査委員会は、記名方式の投票で認定の可否を裁決し、出席者の3分の2以上の賛成で可決する。工商行政管理部門による申請資料の審査確認では、関連の行政部門、業界協会、消費者委員会または関係専門家の意見を踏まえることとし、認定の可否は評価審査委員会の審査結果により決定する。（国家知識産権網 2008年9月25日）

★★★4. 工商行政総局：広告による不正競争、厳罰で対処へ★★★

国家工商行政総局はこのほど、「国家機関の名義による広告発表の厳禁にかかる問題に関する通知」を発表した。一部地方ではこのほど、「国家機関独占供給」あるいはこれに類した表現を使用する広告が見つかっており、同「通知」はこうした広告を「反不正競争法」や「広告法」の違反に当たるとして、厳罰を適用する方針を強調している。

「通知」は▽事実のねつ造、虚偽広告、虚偽宣伝については、「広告法」や「反不正競争法」の関連規定に基づいて、厳罰を適用する▽刑事犯罪に該当する場合は、司法機関に送致して処分する——としている。

「通知」によれば、「（国家機関）独占供給」、「（国家機関への）独占供給」といった表現を含む広告は、いずれも「広告法」第7条第2項第2号の違反に該当。こうした行為に対しては、各地の工商行政管理部門が「広告法」第39条の規定に基づき、厳罰が適用される。（国家知識産権網 2008年10月16日）

○中央政府の動き

★★★2. 知財資産の評価状況 初の全国的調査を実施★★★

国家知識産権局事務室と中国資産評価協会はこのほど、合同で「全国知的財産権資産評価状況の調査作業に関する通知」を出し、今後全国での展開を予定している知的財産権資産の評価状況調査について明らかにした。

主な調査内容は、資産評価機関の状況、資産評価士の状況、各企業・研究機関の知的財産権資産の評価概況、知的財産権資産の評価に関する社会政策環境など。各地の知識産権局、資産評価協会が調査を実施し、現地調査の完了後に調査総括報告を提出する。調査活動は11月15日までに完了する予定。

オンライン調査システムのURL——<http://www.aanet.org.cn>

（国家知識産権網 2008年9月25日）

★★★7. オンライン商標登録に費用割引制度 紙出願の2割引★★★

商標登録オンライン手続きの費用が10月1日に改定され、窓口での申請用紙提出の場

合より2割引の800元に引き下げられた。国家発展改革委員会、財政部が合同で出した「オンライン商標登録の費用徴収基準及び関連問題に関する通知」で規定された。

同通知によれば、オンライン手続きの費用引き下げは、オンライン手続きの普及を促し、商標登録の業務改善や効率化を図るねらいがある。1回の手続きで登録できる商品は10種までで、10種を超える商品は1種ごとに80元が加算される。(国家知識産権網 2008年10月14日)

★★★11. 農産品の登録商標、地理的表示の保護へ 三中全会★★★

中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議で可決された「農村改革の発展推進にかかる若干の重大問題に関する決定」が10月19日、同委員会の委託を受けた新華社を通じて発表された。同決定は、農業の総合生産能力を高める手立てとして、▽現代農業の積極的な発展▽農業の発展モデルの転換▽農業の独自技術革新▽農業構造の戦略的調整▽有名ブランドの育成▽農産品の登録商標や地理的表示の保護強化——を挙げている。

さらに▽農業に関する科学技術への投資拡大▽農業技術の研究開発の強化▽農業科学技術イノベーション基金の創設▽農業に関する基礎研究・先進的研究の支援——を強化し、カギ・核となる重要分野、重要技術の飛躍的進歩を目指す方針を打ち出している。(国家知識産権網 2008年10月20日)

○地方政府の動き

★★★2. 江蘇・浙江・上海、取り締まりや監督、ブランド保護で連携へ★★★

江蘇・浙江・上海の工商当局は9月11日、経済監査、共同監督、ブランド保護を3地域一体で進めることを盛り込んだ共同文書を締結した。浙江省工商行政管理局が明らかにした。

3地方が今回締結した文書は「長江デルタ工商第3、4、5号文件」。公正取引(経済監査)に関する法執行(取り締まり)、共同監督、商標・ブランド保護の3方向から、地域一体化に向けた連携体制を打ち出した。

これまで消費者を悩ませてきた問題の一つに、「地域外での権利保護の困難」がある。公正取引(経済監査)に関する法執行協力を受け、今後は請求者と被請求者の所属地域が異なる場合も、請求者が地元の工商部門に通報すればよくなる。案件に関する手がかりや証拠等の送付、処理結果のフィードバックは地元当局が行う。浙江省工商局の鄭宇民局長によれば、長江デルタにおける連携の重点は、技術性から政策性、専門性から社会性へとシフトしつつある。中でも長江デルタの発展・成長モデル転換に向け、今回締結された経済監査、共同監督、ブランド保護の3分野が重要なポイントとなる。(国家知識産権網 2008年9月12日)

○司法関連の動き

★★★1. 広州、知的財産権に関する一審管轄権の一部を委譲へ★★★

広州市中級人民法院(裁判所)はこのほど、広州市地区における知的財産権をめぐる民事案件の一審管轄権を調整した。今後、6分野を除くすべての案件が、末端の人民法院で管轄される。

2008年9月1日以降、これまで広州市中級人民法院が管轄してきた知財関連の一審訴訟については、知的財産権の民事訴訟管轄権を持つ末端人民法院で審理する。例外は▽特許・実用新案・意匠関連▽植物新品種関連▽IC回路図関連▽ブランドの著名性認定関連▽賠償請求金額200万元以上の案件▽省内に大きな社会的影響を与えうる案件——の6分野。

(国家知識産権網 2008年10月8日)

★★★3. 北京のカラオケ100店舗を提訴 著作権使用料の未納で★★★

中国音楽映像著作権集団管理協会は17日、北京市内の7つの人民法院（裁判所）に起訴状を出し、北京のカラオケ店100店舗を著作権使用料の未納で提訴した。提訴されたのは「同一首歌」、「花樣年華」、「第五俱樂部」などのカラオケ店。協会責任者は被告が今後も使用料の支払いを拒否した場合、北京地区の全カラオケ店が法に基づく費用を支払うまで、訴訟活動を続ける構えだ。

北京のカラオケ店は1000店舗を超えるが、カラオケの著作権使用料を同協会に納付した事業者はわずか10社余りに留まる。（国家知識産権網 2008年10月20日）

○その他知財関連

★★★7. 中国—ASEAN知財シンポ 昆明で開催★★★

「中国—東南アジア諸国連合（ASEAN）知的財産権シンポジウム」が10月21日、国家知識産権局の主催、雲南省知識産権局の運営で開催された。中国のほか、ASEANから8カ国の知財分野代表が参加し、共通の関心事をめぐり意見交換や討論を行った。

近年、中国とASEANの自由貿易圏（FTA）構築のプロセスが加速する中、中国・ASEANは互いに4番目の貿易相手となり、知財分野における協力の必要性もますます高まっている。今回のシンポは中国—ASEAN協力基金のプロジェクトの一環。中国国家知識産権局は2005年、同基金の枠組み内で「中国—ASEAN知財研究チーム」を立ち上げている。（国家知識産権網 2008年10月21日）

★★★8. 輸出入商品交易会が開幕 知財保護対策で新措置続々★★★

第104回中国輸出入商品交易会（通称：広州交易会）が10月15日、広州市で開催された。新会場への移転のほか、運営体制や主催システムの大幅変更など、同交易会には新たな変化が生まれている。

知的財産権の保護の面では、苦情申し立てや手続きの方法は従来のもまだが、総責任者はこれまでの大会業務事務室から中国五金・磁産進出口（輸出入）商会に変わった。今後、知財保護担当は大手商業協会が持ち回りで担当する。責任者の変更は、業界の自律意識向上が主な狙い。ただし、違反企業に対する処罰が必要な場合は、交易会主催者が処罰決定を行う。（国家知識産権網 2008年10月21日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下

にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved